

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

出向者の出向負担金の取扱い

Q 従業員を子会社に出向させた場合、その従業員に実際に支給する給与の額と出向負担金の金額が異なる場合、税務上どのように取り扱われるのでしょうか？

解説

従業員が他の法人に出向した場合、通常、出向者の給料は従来通り**出向元の法人が支給**し、出向先の法人が**自己の負担すべき給与に相当する金額を出向元法人に支払います**。

1. 出向負担金の取扱い

A) 出向負担金＝給与の額の場合

(出向先法人) 出向元法人に支払った出向負担金は給与として損金算入、消費税は不課税

(出向元法人) 課税関係なし。

B) 出向負担金＞給与の額の場合

(出向先法人) **超過部分は実質で判断。合理的な理由があれば経営指導料等として損金算入、なければ寄附金。消費税は経営指導料等ならば課税、寄附金ならば不課税**

(出向元法人) **超過部分は課税所得。消費税は経営指導料等ならば課税売上、寄附金ならば不課税**

C) 出向負担金＜給与の額の場合

(出向先法人) **不足分については合理的な理由がなければ受贈益、消費税は不課税**

(出向元法人) **不足分については合理的な理由がなければ寄附金、消費税は不課税**

2. 出向者が出向先法人において役員となっている場合

出向先で役員になっている従業員の出向負担金を支払う場合、下記の2つの要件を満たす場合、役員報酬としての一般的な取扱いとなります。

① **出向先法人の株主総会等**で出向負担金の額につき役員に対する給与としての**決議があること**

② **出向契約等**において**出向期間及び給与負担金の額があらかじめ定められていること**

要するに…

親会社の従業員が子会社に出向する場合、出向負担金の額は慎重に決める必要があります。**実際の給与の支給額と出向負担金の額が異なる場合、その差額が合理的な理由に基づくものでないと、思わぬ課税を受けるケースがあります。**